## けいかく きほんてき かんが かた 計画の基本的な考え方(たたき台)

## 4 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

障がいのある人に対する意思疎通学段の確保や意思疎通支援者の養散・ 派遣等を行い、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を 得られるようにする情報保障の確保を関ります。

また、手譜が独首の体系を持つ言語であることについて、近く道覚への響及啓晃を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。

## <sup>きさい かんが かた</sup> (記載の考え方)

ヒょラカルハ しこラ トーン cラセン いなつ とともに、条例の目的を踏まえ記載。

## ⑪ 安全確保に備えた地域づくりの推進

常節科や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある芳花の安全確保を推進するため、地域保管でなどとの禁生による支援体制づくりを推進します。

きさい かんが かた (記載の考え方) げんこう けいかく おな もんごん きさい 現行の計画と同じ文言で記載。